

環境厚生常任委員会

日時 平成26年9月22日(月) 午前 時 分 ~
場所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 陳情について

「水銀に関する水俣条約」に関する意見書採択についての陳情書
軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

4 議案審査

(1) 第8号議案 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

【市立病院】

(2) 第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

【環境市民部】

(3) 第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(4) 第2号議案 平成26年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(5) 第3号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

(6) 第4号議案 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の制定について

(7) 第5号議案 亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(8) 第6号議案 亀岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

(9) 第7号議案 亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給条例の一部
を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

5 行政報告

亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について

【健康福祉部】

6 討 論 ~ 採 決

7 その他

- (1) 議会だよりの掲載事項について
- (2) 次回の月例開催について

亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

1 計画策定の背景

新型インフルエンザ等が発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

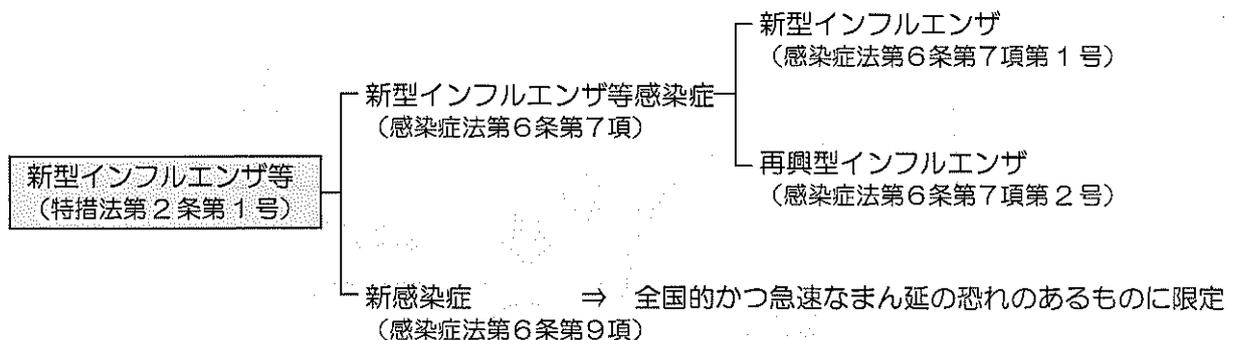
このことから、国において「国家における危機管理」として対応するため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が、同年6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定され、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関においても実施体制等を整備し、その対策を行うことが必要となる。

亀岡市においては、これまでからも「対策計画」を定め、世界的流行に備えてきたが、今回の特別措置法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに亀岡市危機管理計画に位置づけた「亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

2 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ◆ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ◆ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



3 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このことから、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、関係機関と連携して対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

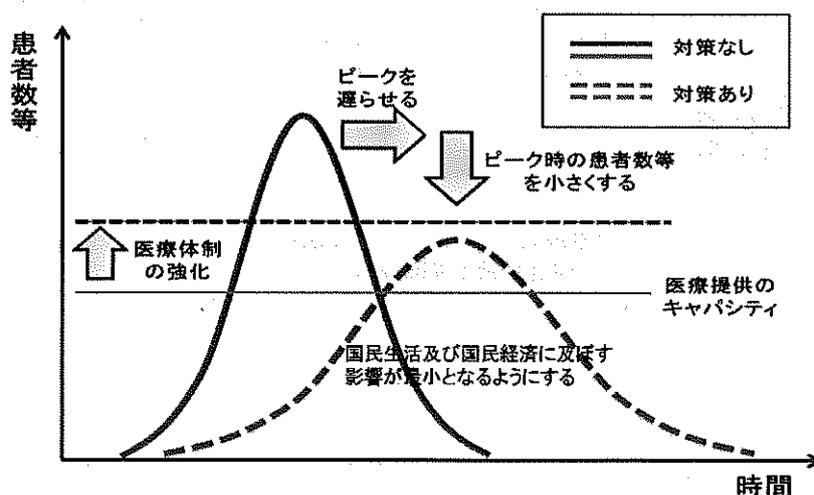
◆ 基本的な戦略

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

◆ 基本的な戦略

- ・地域での感染対策等により、事業所等における欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



4 亀岡市行動計画の主要6項目

亀岡市の行動計画では、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、その具体的な対策を次の主要6項目とし、発生段階に応じて実施する。

【主要項目】

項 目	主な内容
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○国、府、近隣市町及び事業者と相互に連携を図り取り組みを行う。 ○発生前においては総務担当課長会議を通じて庁内各部局間の情報共有を図り、発生時には対策会議または対策本部を設置し、発生段階に応じた対策を推進する。
(2) 情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国、府、医療機関等との連携のもと情報収集に努める。 ○市民への感染予防等に関する情報提供を行う。 ○感染予防をはじめ市民からの各種問い合わせに対応する相談窓口を設置する。
(3) まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防を目的とした基本的な対策等の周知を行う。 ○施設の使用制限や学校等の休業などの措置を行う。
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○国及び府の協力を得ながら、病原性等の特性を踏まえ、医療機関等との連携のもと接種体制を整え、円滑な集団接種を実施する。
(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者への生活支援や医薬品等の備蓄、火葬業務の体制整備などを実施する。
(6) 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ○府の要請に基づき、発生状況に応じた医療体制に協力する。 ○医療従事機関からなる医療対策連絡会議を通じて情報共有及び連携体制を整える。

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない。

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

【発生段階とその状態】

発生段階	状 態	
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(府内未発生期) 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(府内発生早期) 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	(府内感染期) 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

【WHOのフェーズ】

フェーズ	内 容
1	ヒト感染のリスクは低い
2	ヒト感染のリスクはより高い
3	ヒト・ヒト感染はないか、または極めて限定されている
4	ヒト・ヒト感染が増加していることの証拠がある
5	かなりの数のヒト・ヒト感染があることの証拠がある
6	効率よく持続したヒト・ヒト感染が確立

【発生段階別の国・府・亀岡市の体制】

